

《貸与奨学金》

出願資格	本学に在籍し、人物・学業ともに優れ、学業・所得等の要件を満たす者。																		
募集時期	毎年4月、9月及び年度途中で臨時で募集する場合があります。																		
受給期間	標準修学年数（留年による延長不可）																		
採用通知	出願から2～3か月後に本人へ通知。 （年度によっては採用人数に限度があるため、基準に合致していても採用されない場合があります。）																		
種類	第一種奨学金	第二種奨学金																	
貸与月額 （注2）	<table border="0"> <tr> <td>自宅通学者</td> <td>20,000円 30,000円 45,000円</td> <td rowspan="2">いずれかを選択</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学者</td> <td>20,000円 30,000円 40,000円 51,000円</td> </tr> </table>	自宅通学者	20,000円 30,000円 45,000円	いずれかを選択	自宅外通学者	20,000円 30,000円 40,000円 51,000円	<table border="0"> <tr> <td rowspan="12">いずれかを選択</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>120,000円</td> </tr> </table>	いずれかを選択	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円	90,000円	100,000円	110,000円	120,000円
自宅通学者	20,000円 30,000円 45,000円	いずれかを選択																	
自宅外通学者	20,000円 30,000円 40,000円 51,000円																		
いずれかを選択	20,000円																		
	30,000円																		
	40,000円																		
	50,000円																		
	60,000円																		
	70,000円																		
	80,000円																		
	90,000円																		
	100,000円																		
	110,000円																		
	120,000円																		
	貸与利率	無利子	固定・変動金利から選択（年利3%上限）																
貸与始期	4月もしくは10月	4～9月のいずれか（選択）もしくは10月～3月のいずれか（選択）																	

（注1）本学入学前に他大学等で貸与を受けていた場合、出願資格に制限がありますので、別途ご相談ください。

（注2）給付奨学金採用者は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

★入学時特別増額貸与奨学金（入学時に限る）

奨学金の初回交付月に10、20、30、40、50万円から希望した額を増額して交付されるものです。

なお、年度によっては採用人数に限度があるため基準に合致していても採用されない場合があります。

（貸与条件）

第一種奨学金、第二種奨学金の貸与希望者のうち、以下のいずれかに当てはまる者。

- ① 奨学金申し込み時の家計基準における貸与額算定基準額が75,000円以下である。
- ② 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申込みをしたが、審査の結果、利用ができなかった。

※第一種、第二種奨学金の採用審査後に①の基準を満たさないと通知があった場合は、②となる。

★機関保証制度

貸与を受ける学生が一定の保証料を保証機関に支払うことにより、在学中及び返還中、保証機関の保証を受けることができるものです。奨学金申込時には人的保証か機関保証を選択して申し込みします。

ただし、連帯保証人の死亡等により、代わりの者を選択できなくなった場合等特別な事情がある場合は「人的保証」から「機関保証」への変更のみができます。

★返還誓約書

奨学生となった学生は、採用後1ヵ月以内（予定）に「返還誓約書」を配付しますので、定められた期日までに必要書類を揃えて提出してください。

提出しない場合は、採用取消となり、既に支給された奨学金も返還しなければなりません。